

徳島県告示第二百二十一号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和六年五月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 薬物の名称等

化学名 （ハR）・N、N・ジエチル・六・メチル・一・「（チオフェン・二・イル

）カルボニル」・九、十・ジデヒドロエルゴリン・八・カルボキシアミド（通

称 一T・LSD）及びその塩類

二 指定の理由

一に掲げる物は、条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

三 指定の効力発生の日

令和六年五月八日